告 示

埼玉県告示第七百三十四号

定款 出されたの 特定非営利活動促進法 の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人 で、 同条第五 一項におい (平成十年法律第七号) て準用する 同法第十条第二項 第二十五条第四 ハから次 0 \mathcal{O} 規定 とお 項 \mathcal{O} 規定に 12 り 申請 より公告す 書が提 ょ り、

活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センタ なお、 タ 当 ⋾該申請 ネ ツ に係る変更後の \vdash を 利 用 す る 定款 方 を、 法 により縦覧に供 へ 埼 申 請書を受理 玉 県 Ν Р する。 に お た Ο V 日 情 て備え置く方法並 カュ 報 ら 二 ス テ 月 間、 シ 県民 彐 び 生

平成二十七年六月二十三日

(http://www.saitamaken-npo.net/)

 $\overline{}$

玉 知 上 清 司

申請 \mathcal{O} あ 0 た年月 日

平成二十七年六月十 H

特定非営利 活動 法 人 0 名称

特定非営利活動法 人さやま協働 ネ ツ

三 代表 公者の氏 名

毛塚

兀 主た にる事務 所 \mathcal{O} 所 在 地

埼 玉 県狭山市 狭山台一丁目二十一 番地 狭 山元気プラザ

五. 定款 K 記 載 され た 目的

公益の 業 民と行政と コミュニティデ \mathcal{O} 成果を援用しつ 増進に寄与することを目的とする。 法 住み心 の協働によるまちづ の主な事業内 地 グザイ の良 つ、 ンの考え方を基調 1 ・活力ある狭山をめざし 人 の 容は つなが 1 くりを支援 狭 りを育 山市 が らみなが 市 する事業の 設 内 立する市 \mathcal{O} たまちづくり, 多様な主体の らま ちづ 推 民大学の 進、 < 等であ ŋ 参 画 • を推進するという 運営受託と、 を進めることで、 る。 協働をとお それ ② 市 ら事